

おはようございます。

受付番号第2号、質問議員10番、遠藤和秀。

件名、「介護申請を受けたら素早く対応しては」。

山北町第5次総合計画で掲げている「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」は町長が全面的に出している政策であり、その中でも子育てや住宅等における支援は、他町より進んだ当町の支援政策があり、評価しているところである。

しかし、現行の国の保健福祉制度だけでは細かな支援体制が受けられず、安心して生活できるとは言えない現状もあると考える。

山北町では、現在約4割が65歳以上の高齢者であるが、今後ますます高齢化が進み、病気、けが等により支援を必要とする方々が増加することが想定されることである。そこで質問する。

1. 令和3年10月より、介護保険認定審査会の事務局が足柄上衛生組合から南足柄市に移行したが、介護認定申請から結果が出るまでの状況に変更はあったのか。また、移行したことから問題が発生していることはないか。

2. 認定結果が出る前でも介護サービスが利用できることになっているが、現状では周知し切れているとは感じ得ない。町民へ周知をどのように展開していく考えか。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、遠藤和秀議員から「介護申請を受けたら素早く対応しては」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「令和3年10月より、介護保険認定審査会の事務局が足柄上衛生組合から南足柄市に移行したが、介護認定申請から結果が出るまでの状況に変更はあったのか。また、移行したことから問題が生じていることはないか」についてであります。令和3年10月に足柄上衛生組合から南足柄市に介護保険認定審査会の事務局が移行して、約1年半が経過しますが、個別のやむを得ない場合を除き、要介護認定申請から結果が出るまでに要する期間はおおむね1か月から40日程度で状況に変化はありません。

また、移行したことによる問題につきましても、特段生じておりません。

むしろ足柄上衛生組合が事務局であった頃は、紙ベースで書類を提出していましたが、南足柄市に事務局が移行してからはデータで提出するようになり、事務の効率化が図られております。

しかし、今後に目を向けますと足柄上地区全体の要介護認定申請件数は、増加していくことが予想され、現状の審査会の審査能力をオーバーすることが予想されます。

このため今後、年間の審査会の回数を増やしたり、1回当たりの審査件数を増やしたりするなど事務局である南足柄市を中心に1市5町で要介護認定審査会の円滑な運営について検討を進めております。

次に、2点目の御質問の「認定結果が出る前でも、介護サービスが利用できることになっているが、現状では周知しているとは感じ得ない。町民へ周知をどのように展開していく考えか」についてありますが、制度上は認定申請を行った日からサービスが利用できるとされているところですが、通常は、要介護認定申請を行い、約1か月後の認定結果が出た後に、その介護度に応じたサービスを利用するのが一般的で、その方に適したサービスが提供されるためには、要介護認定の結果を確認した上でサービス利用を開始することが適切と考えております。

しかしながら、急を要するような場合、例えば、入院中で数日以内に退院するため、介護サービスを利用したいといった場合は、地域包括支援センターが個別に対応しております。

町民への周知につきましては、町のホームページへの掲載や、地域包括支援センターの高齢者宅への訪問の際における説明、民生委員へ研修などを通じて行っているところであり、介護に関し何か困ったことがあったら、まずは町や地域包括支援センターに御相談くださるよう事業を展開していきたいと考えております。

議 長 10番、遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 ただいまの答弁の中で、介護認定申請をしてから結果が出るまでに、おおむね1か月から40日程度かかるとのことだが、結果が出るまである程度の時間がかかるのはやむを得ないが、特に新規申請の場合サービスにつなげるためにも早く結果を出す必要があると思う。その辺の工夫はしているのか。

また、新規申請に限らず全体の平均日数を3週間程度に短縮することは難しいのか。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 介護認定申請の区分には三つございます。新規申請と区分変更申請と、あと更新申請とありますけども、原則的にはその申請の区分にかかわらず、申請に来られた順番で認定調査を行っていくということを原則としています。

しかし、議員おっしゃられますように、新規申請の場合ですとか区分変更申請の場合、認定結果が出る前にサービスを利用したいですとか、あるいは区分変更申請の場合は、状態が悪くなったので介護サービス料を増やしたいから区分変更申請するというのが申請の目的となりますので、そういったことを考えられますので、お話を聞いた上でこれはやはり早くしなきゃいけないということであれば、基本は申請に来られた順番なんですが、新規申請や区分変更申請の方を優先して調査に行くといったそういった調整といいますか工夫は行っているところでございます。

また、現状1か月から40日ぐらいの審査が出るまで、おおむねかかっているんですが、これをもっと短縮できないかということでございますが、申請を受けてから調査員が調査に伺って、主治医に意見書を書いていただいて、それを回収して調査と意見書両方がそろって審査会に初めてかけるというシステムになってる以上、なかなか1か月より短縮するというのは、現行のやり方だとこれはちょっと厳しいのかなと考えてるところでございます。

議長 遠藤和秀議員。

10番 遠藤 ぜひ、短縮できるように、またいろいろな工夫をしていただいて、なるべく早くやっていてもらいたいと思います。

先ほど、答弁にもありましたんですけど、今後足柄地区全体の申請件数が増加し、審査能力をオーバーするとのことが予想されているとのことですが、高齢化率の上昇に伴い、私も現実となるのではないかと思います。

それと、あと年間審査会への回数を増やしたり、1回当たりの検査件数を増やしたりすることで対応するとのことだが、他に考えられる方法は何かありますでしょうか。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

ほかに考えられる方法としましては、現在審査会の合議体という一つの合議体が審査会をそれぞれに行うというふうになっていて、その合議体が全部で6合議体あります。その合議体を7に増やすですとかといった方法もあるかと思いますが、1合議体当たり医師が2名、歯科医が1名、保健福祉の関係者が2名の5人で1合議体を構成しています。

足柄上地区のお医者さんですとか歯医者さんです。そういった方々も何て言いますか、大分高齢化されているというところから、合議体自体をさらに増やすということになるとそれだけ人が必要になりますので、合議体自体を増やすというのは理論的には考えられますけども、選択としてはちょっとないのかなというふうに思っています。

このため、現実的に考えられるのは、回答書にもございますが、審査会の回数そのものを増やしたりですとか、1回の審査会で審査の件数が今は上限30件というふうにされてございますが、この上限を増やしていくということで、審査会の能力を担保していくということは考えられるんじゃないかなと思います。

ただ現状、今後足柄上地区全体の審査件数、戦後直後生まれのいわゆる団塊の世代の方がもう75歳に到達していますので、どんどん審査件数が増えてくるということが予想できるんですけども、今現状で審査会の能力をオーバーしてるかと言えば、今現在のところはございませんので、今後の話ということになろうかと思います。

議 長

遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤

近所の60歳の女性の方に伺ったところ、令和3年12月3日に介護申請をした際、審査に来たのが12月20日。支援2と認定されました。手すりの設置が終了したのが令和4年3月14日で認定をされてから約3か月以上かかっている。介護を必要としている方にとっては、非常に遅いと思う。一般的にこのような日数がかかるのか、介護保険制度の問題ではないか。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

人物が特定できませんので、あくまで一般的なお答えとさせていただきたいんですが、12月3日申請で12月20日に認定調査を行って、ということであれば通常であれば12月3日ですから1月の頭ぐらいに認定結果が出るところ、

年末年始を挟んでますので、おそらく1月の中旬ぐらいに認定結果が出たんじゃないかなと思います。

これが正しいとすると申請から結果が出るまでのスピードとしては、平均的で特に遅いというわけではないのかなと思います。

ただ、質問の意図が12月の頭に申請をして手すりの設置が完了したのが翌年の3月で、もう3か月以上たっているじゃないかとそれは遅いんじゃないかということだと思うんですが、その認定結果が仮に1月の中旬ぐらいに出たとするとそこから要支援2だということなんで、包括支援センターと契約を結んで、そこからどういった手すりが必要だとかどういったサービスが必要だとか、あとそこから住宅改修業者さんに依頼をしてその住宅改修業者さんが工事に入れる日というのも調整しなきゃいけないと思いますので、そんなに極端に遅いというわけでもないのかなというふうに思っています。

ただ、認定結果が出る前に手すりをつけないと自宅での生活がしづらいんだということも往々にしてあるかと思えます。そういった場合、申請すればサービス自体は利用できるということになってございますので、手すりができるまで3か月を短縮する方法としては、やはり認定結果が出る前に必要であれば住宅改修、住宅改修だけじゃなくてもいいんですけども、進めていくということが必要なのかなというふうに思います。

その場合は、まだ介護度が出てませんので、暫定的に地域包括支援センターがその方の暫定プランをつくって、先行サービスに入っていくということにさせていただきます。

ただ、あまりケースとしてはないんですが、審査会で非該当になりますと、非該当というのは、要は要支援1すら認定が出ないと、あなた、まだ健康ですよと介護が必要な状態じゃありませんよという結果ですけども、非該当となった場合には先行して利用したサービスは100%自己負担ということになりますので、そういったリスクもありますよということをきちんと説明して、同意を取った上で先行してサービスを御利用していただくといったことはできますので、そこは地域包括支援センターが認定前のサービスということであれば、対応をしていくことでちょっとでも、今回の場合は手すりをつけるのを早くするということはできるんじゃないかというふうに思っております。

す。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 そうしますと、全部自分で払う意思があれば別に早くつけてもいいということ
ことで解釈したんですけど、どうしても介護を受けるような方というのは、
どうしても金銭的にもちょっとつらいところがあるし、私もちょっと今回け
ががしまして、手術しまして帰ってきて、手すりがなく、ものすごいちよつと
不便でありました。手すりがあればいいななんてものすごく感じまして、ま
してこの介護を受けるような方は1日でも早くやっぱり欲しいんじゃないか
と私は思うんです。

その辺を加味していただいて、この話を聞いたときに3か月たって旦那さ
んもかなり苦勞したらしいんです。遅い遅いということで、あと手を差し伸
べたりして、介護してたらしいんですけど、できればもっともっと早く短縮
できるように工夫していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 私もおっしゃるとおりだと思ってます。介護サービスが必要なのは明らか
なわけで、そこに何か月もかけては自宅で生活していくためのサービスとい
うことであるのに、そこが遅くなってしまっははどうしようもないと思っ
ます。

ただ、何て言いますか、申請制ですよね。申請するためには書類がそろっ
てないと申請できないということになりますけども、そういったところは地
域包括支援センターなんかきちんとしてやっていますので、そういったところの
部分の時間短縮というのはできるかと思います。

あとは、うちのほうで審査をしてできるだけ早く着工許可を出すとその日
のうちに出すといったことも今後もできるかかと思っますので、できるだけ早
く手すりが設置できるように進めていくということは今も行ってございま
すが、もっと早く進めるように今後していきたいと思っます。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 ぜひ短縮できるように取り組んでいっただきたいなと思っます。

次に、昨年度の1年間の住宅改修支給の申請は何件ぐらいあったんでしょ
うか。

議 長 保険健康課長。
保 険 健 康 課 長 令和3年度の住宅改修業の実績でございますが、総件数としては51件ございました。内訳としましては、要支援1・2の介護予防住宅改修が20件。要介護1から5の住宅改修が31件でした。

令和4年度ですけれども12月末時点となりますが、49件、うち要支援1・2の介護予防住宅改修が16件。要介護1から5の住宅改修が29件ということでございました。

手すりの設置と自宅内での生活をしやすいするための改修工事ということで、一概には言えませんが大まかな傾向としましては、要介護2以下の比較的軽度の方の改修の方が多いといったような状況でございます。

議 長 遠藤和秀議員。
10 番 遠 藤 この50件、まあ、49件と今出ましたけど、この数というのはどうなんでしょう。多いんですか、少ないんですか。私はちょっと多いのかなというふうには思ったんですけど、その辺はどうでしょうか。

議 長 保険健康課長。
保 険 健 康 課 長 例年、50件前後となっておりますので、多くもなく少なくもなくというところだと思うんですが、介護認定者自体は今、700人ぐらいいますので、そこからいくと年間50件というのは平均的なのかなと思います。ちょっとほかの保険者と比べたというデータはありませんので、一概にはちょっと言えないところあるかもしれないんですが、私の感覚では多くもなく少なくもなく、50件ぐらいいかなんだろうなというふうには思ってます。

議 長 遠藤和秀議員。
10 番 遠 藤 住宅の改修施工業者の案内というのがどこの部署が案内しているんですか。

議 長 保険健康課長。
保 険 健 康 課 長 介護保険における住宅改修は、改修できる上限額が20万円までという決まりがありますので、手すりの設置ですとか段差の解消といった比較的軽微な工事ということになりますので、その申請者の方の知り合いの大工さんとかそういったところを選んでいただければもうそれでいいんですけども、そういう知り合いがないよということでありましたら、そこは地域包括支援センターなり、あるいはケアマネジャーがもう既についている人であればケア

マネジャーが御案内するといったことになろうかと思えます。

町では保険健康課はこういった業者さんがありますよというのは、それはちょっと何て言いますかあっせんにつながってしまうというところもありますので、町が直接業者さんを紹介するということは、それは行ってございません。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 理解しました。

次、住宅改修は償還払いとなっているんですが、全額自己負担の後日償還されるのでは利用しにくいのではないかと。回収業者に保険給付される分を町から直接支払えば利用者の負担軽減につながるのではないかと。

議 長 保険健康課長。

保 險 健 康 課 長 今、議員がおっしゃられたのは、払い方のやり方です。町が直接改修業者に支払うという方法を代理受領払い方式と言いますが、今町が行っているのは償還払い方式です。要は、全額、まず一旦利用者が自己負担をしてもらって後から保険給付分が償還されるという方式を採用しています。

確かに、代理受領払い方式ですと被保険者は1割、2割、3割の定められた自己負担さえ払えば工事ができますので、一旦全額自分で負担しなくてもできますので、そういった意味ではメリットは非常に大きいかなと思っております。

この件について、以前、保険健康課で代理受領払いを導入したほうがいいんじゃないかということを検討した経過がございます。結論としては、導入しないという結論に至りました。その理由ですが、県の介護担当者が集まる情報交換会というところが、会議が以前あったんですが、その中でも既に代理受領払いを採用している保険者の担当職員からこんな話がありました。

代理受領払いで一旦、自己負担全額しなくてもいいので、改修業者が、要は営業すると、あまり必要のないところにもここ手すりつけたらどうですかとかということがあると。被保険者はそこあまり必要ないけどもたまに使うところだからやっぱりそこもやっておいたほうがいいよねということで工事やっちゃうというところでそれが申請として上がってきますと。上がってきた

とここで保険者としては本当にここ手すり必要なんですかというところを、申請者、あるいはケアマネジャーとやり取りをしなければいけないと。そのやり取りをする時間を取られてしまって、早く手すりをつけたいのにすごい時間かかってしまうというケースが頻発してるという話をその担当者会議で聞いてました。

町では平成12年、介護保険が始まって以来、基本償還払いというのをずっと通ってきてますので、山北町においてそういった事例はもちろん発生してないんですが、そういった話を聞いた中で確かに代理受領払いというのは被保険者にとってメリットはあるというところもあるんですが、そういったトラブルが発生すると早く手すりをつけたいのにつけられないということでは元も子もありませんので、償還払いを維持すると継続するという結論に至りました。

ただ、中にはやはり全額一旦自己負担するのは厳しいという方もいらっしゃいます。そういった場合は、ケアマネジャー、あるいは地域包括支援センターからそういった相談を受けましたら、そこは大変だということが分かればその代理受領払い、直接町が業者さんに払うといったことを過去に数件対応したケースがございます。

したがって、基本は償還払いを行うということには変わりはないんですが、ケースに応じて、低所得の方で一旦払うのができないということであればケースに応じて対応すると。そしてそうしてあげないと介護保険制度自体が先ほども申し上げましたが、自宅で生活しやすくするための制度であるにもかかわらず、一旦自己負担ができないから手すりつけられませんでも介護保険の制度の理念にそもそも反しますので、そこは町がちょっとやり方を変えればできるわけですから、そこは個別で対応するということが今後ともそれは続けたいと思います。

議 長
10 番 遠 藤

遠藤和秀議員。

ぜひ今言われたように、困った方には手を差し伸べて臨機応変にやっていただきたいと思います。

次に、問2のほうに移ります。

介護が必要な状態であっても手すり一つで自宅で生活が大分楽になること

もある。認定前にサービスを利用する場合は、地域包括支援センターが応援してるとのことだが、具体的にどのような対応をしているのか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 認定前に先行してサービスを利用したいということの話かと思えますけれども、まず、調査員が調査に行きます。そうしますと、これまでの経験からもちろん最終的には審査会で決まるものなのですが、これまでの経験から調査員が調査して、それを一次判定のコンピューターにかけますと、この方は要支援1とか要支援2とか要介護3とかというのがぱっと出てくるんです。

それがありますので、経験上非該当にはならず要支援は出るだろうとか要介護は出るだろうというのは経験で分かります。分かりますので、要支援1・2が出そうだなということであれば、それは地域包括支援センターに担当してもらい、明らかに要介護がこの方絶対出るということであれば、そこは地域包括支援センターではなく、最初からケアマネジャーにつながります。つないだ後、先行サービスを利用したいということで要支援が出るであろう方であれば包括支援センターが、要介護が出るであろう方についてはケアマネジャーが暫定プランをつくるようになります。その暫定プランの中に住宅改修ですとか、あるいはほかのサービス、デイサービスですとか、ショートサービスとかといったものをプランをつくっていくというところでございます。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 認定結果が出る前でも介護サービスが利用できるということの周知を行っているとのことだが、多くの町民は知らないというのが現実だと思う。周知を強化する必要があるのではないかと。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 回答の主にある内容と重複してしまっていて恐縮なんですけど、町のホームページに介護保険制度を御案内してるページがありまして、そこに掲載ですとかそれから地域包括支援センターが日々業務の一環として高齢者のお宅を定期訪問してます。そのときに、介護保険制度の御案内をしたりですとか、もし必要であれば申請すればその日から使えるんですよといったことの説明をしております。

また、民生委員さん、3年に1回変わりますけども、変わった後にちょっと前はコロナでできなかったんですが、介護保険制度だけには限りませんが、町の福祉制度ですね。いろんなことについて新任の方も多いので、3年に1回の改正のときの後ぐらいにそういった研修を行っています。

今回も改正ありましたので、福祉課と調整して近いうちにやろうよということにしています。

そして、一般の町民の方が認定申請をすれば、その日からサービスが利用できるんだということは、やはり私も皆さん知らないんじゃないかと思えます。ただ、介護保険制度に限らない話かとは思いますが、いろんな制度があって、その制度の中にいろいろ細かい規定ってあると思うんですけども、その細かい規定を全て町民が知ってるかといったらそれは当然知らないわけだと思いますし、この介護の場合というと御家族が介護が必要な状態になって初めて介護保険制度って何だということで情報収集をされる方というのが多いというか、それが一般的なんじゃないかなというふうに思います。

ですので、認定前にサービスが利用できるんですよという介護保険制度の中の一つの細かいことを説明していくということではなくて、介護で困ったことがあったらそれは全部、地域包括支援センターや保健健康課に御相談くださいと。電話一本でいいですからということで周知をしていければいいのかなと思います。そして、包括なり保険健康課につながりさえすれば、そこで制度の細かいこと、認定申請すればそこから使えますよといったことの説明ができますし、伝えることができますので、伝え方としては、認定申請前にサービス利用できますよということに絞ってというか、そこをPRするんじゃないなくて、とにかく困ったことがあったら、介護で困ったことがあったら介護についての困ったことがあるんだったら、包括や町に相談してくださいということを周知していければ、いろいろ対応ができるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 また、そのような急いでる方が電話一本で今いいですよということではなかったので、そのような電話がありましたら町のほうからこういう制度もありますよということを伝えていただければいいんじゃないかなと私はそう

感じるんですけど、どうでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 そうですね、繰り返しになりますが、まず相談をしていただかないとこちら分からないですから、とにかく電話一本でいいのでしてさえていただければ保険健康課の職員が直接行くということはあまりないですけども、それもやろうと思えばできますし、あと包括支援センターはまさしくそういう業務を行ってますので、うちから包括にこの人ちょっとすぐ行ってくださいという連絡もできますんで、介護につながってくるということができますので、そこはこれまでも行っていますが、今後も行っていきたいと思います。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 ぜひ、進めていってもらいたいと思います。

高齢化が進み、病気・けが等で一時的に歩行困難になる現実が増えている。このようなときに、突然の事態に対応することも必要ではないかと思う。最後に、町長伺うが、トイレや階段・風呂場などの各手すり、滑り止め、高齢者が必要になる住宅改修費を素早く支給する政策として、仮称安心予防住宅改修支援、または早期安心住宅改修支援など山北町独自の支援を政策する考えはどうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、やはり高齢者が40%を超えている中で、病気やけがで急激に悪化して手すり等が必要になる方がこれからも増えていくだろうというふうに思ってますんで、そういった対応については、やはり何らかの形で町独自の対策を考えなければいけないというふうに思いますんで、それについては検討させていただきたいというふうに思ってます。

また、一方では先ほどから言うように高齢化が進んで介護申請審査会の今の制度ですと月に1回やってる。ですからどうしても1か月から40日かかってしまう、これを増やせるかどうかという日数を増やせるかどうかというのが今の一つ問題だというふうには思いますけども、いずれにしても今の現状の中でいくら何でも40日過ぎたときに何らかの対応ができるようなシステムに変えていかなければ、やはり2か月、3か月たつということは非常に皆さんに御負担がかかるというふうに思いますんで、現状のほうはそういうふう

に改修していかなければいけない。

そしてまた、急な病気やけがに対することについては、町がどの程度できるか検討してまいりますので、ぜひとも高齢者にも、あるいは小さなお子さんにも優しいまちということで、山北町はこれからもやっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひいろいろな提案をよろしく願いいたします。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 ぜひ、前向きな検討祈ってますので。じゃあ、終わります。